

女性民権派教員の処分事例をめぐる考察

－近代国民国家のエージェント形成とジェンダー秩序形成の結接点－

尾崎 公子

はじめに

本稿では、小学校教員であり、民権家であった山崎竹（1866-1908年）と大谷喜代衛（1864-1894年）を取り上げる。1880年代、政府は特に民権運動との対抗関係の中で、公教育の国家的枠組みを整え、教員にかかわる管理法制を制定していく。彼女たちは、そうした時代状況のなかで教職に就きつつ、民権運動に関与する。そして、竹は83年の教育の自由・自治をめぐる「小学奨励試験拒否闘争」事件によって、喜代衛は88年に三大事件建白運動にかかわった廉で免職処分を受けるのである。

これまで、女性民権家については、「民権運動では才学ある少数の美少女や、民権老婆、民権芸者の類があらわれたにすぎない」¹、あるいは「余りにも進歩的な実践は、女性全体の運動というより、個人的であり、自由民権運動の一環に女性がかわったに過ぎない」²といった評価がなされてきた。大半の女性には届かなかった限定的な動きであったことは確かであろう。

だが、1890年の「集会及政社法」には、80年の「集会条例」にはなかった女性の政治活動禁止の文言が加わる。10年の間に、民権思想に触れ、社会の動きに関心を示し、発言し、行動する女性たちが生まれていた。明治政府はそうした動きに対して、女性の政治世界からの排除を制度化していく。近代国民国家が、公的領域を担う男性、私的領域を担う女性というジェンダー秩序を要請したことは、家父長制と資本制原

理から捉えられてきたところである³。

竹や喜代衛は、教員処分を受けるとともに、公民権不授与、政治世界からの女性排除の制度化過程を目の当たりにする。彼女たちが生きた80年代は、国民国家の形成途上にあり、民衆を国家へと編入し、「国民」統合が図られた時期である。その中で、〈教員〉〈女性〉というカテゴリーによる排除・制限の線引きがなされた。と同時に、〈教員〉〈女性〉は排除・制限される客体に止まらず、国民養成の〈主体＝エージェント〉として国民国家に包摂されていく。本稿は、民権派女性教員の処分事例を通して、そうした過程を明らかにすることをねらいとする。

なお、本文中の土は『土陽新聞』、高は『高知新聞』、弥は『弥生新聞』の略とする。

1. 女性の公的領域への進出とジェンダー秩序形成

民権運動の一大拠点であった高知でも、明治10年代に入る前は政治的行動や社会的行動に踏み出した女性も、女性にそれらの活動を呼びかける声も発見できない状況であった⁴。しかし、そんな状況を楠瀬喜多という女性が打ち破る。喜多は戸主であったにもかかわらず、区会議員の投票権が認められないことを不服として、権利が認められないのなら戸税を納める義務はないと、県や内務省と渡り合ったのである。1878年のことであった。この5ヶ月前には、地方官会議の「府県会規則案」にかかわる審議のなかで、女性の参政権に関する提案がなされたが否

決となっていた。喜多の主張も退けられたが、女性の参政権が民権運動の課題として捉えられるようになり、1880年には、高知の上街と小高阪村で女性戸主に町村会議員の選挙権と被選挙権を与える町村会規則が制定されている。この時の知事北垣国道は、先の地方官会議で、女性参政権に反対の立場をとっていた人物であり、女性の参政権にかかわる文言の削除・訂正を加えようとした。それに打ち勝っての制定であった。

80年の「区町村会法」の第2条は、府知事県令の裁定を経るという条件付きであるが、各区町村が便宜に従って、規則を定めることを認めていたのである。周知のように、政府は「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」のいわゆる三新法を制定し、一定の町村自治を認めた。これは、国家の統治機構への包摂を図ったものであったが、町村住民と教員による教育自治を後押しすることにもつながった。そして、81年に、国会開設の詔が出され、自由党、翌年には立憲改進黨が結成され、民権運動は国会開設に向けて新たな局面を迎える。

高知の民権運動も、市内から郡部へと運動が広がり、士族、豪商ばかりではなく、懇親会、夜学会を通して広く民衆たちに浸透していった。そのなかに、女性の姿もあった。喜代衛や竹が、高知女子師範学校で学び、教職に就いていったのはその頃である。

喜代衛は、1864年に高知県の安芸郡土居村（安芸市）に生まれ、80年北村内蔵馬（のち浩と改名）と結婚する。浩も舅の守之助も民権派であった。竹は、66年に高知県の佐川に生まれ、82年に織田信福と結婚する。竹の父立生も信福も民権派である⁵。彼女たちは民権運動に目を向けさせる家庭環境にいた。しかし、彼女たちのモデルとなるような、社会に関わりを持ち発言する女性たちも現れ始めていたのである。

二人が学んだ高知女子師範学校は78年に設立

されている。高知女子師範学校規則は、第1条で、「他日小学ノ訓導タルヘキ旨ヲ遵奉シ、速ニ其功ヲ遂ンコトヲ專要トス」とその目的を掲げたが、服務義務は課さなかった（第11条）。また、在学期間は3年間とした（第6条）。女子師範学校の在学期間の全国平均が2年以内であったことを踏まえると、質の高い女性の教員養成機関及び中等教育機関を目指していたものと考えられる⁶。

78年設立当初の生徒は、40名であった⁷。81年の第1回卒業生は10名で、『高知新聞』（81/8/2）は、彼女たちの名前を掲載している⁸。その中に竹の姉恒もいた。卒業生代表は、「証書ノ賜ヲ弄ス何ノ栄カ之ニ如カン欣喜雀躍ノ至リニ堪ヘス」と歓喜に絶えない気持を祝詞で述べていた。一方、県令代理はその祝詞の中で、「謂人ノ師トナリ人ノ母タルヘキモノ、師範ヲ示シタリ」と同校設立の趣旨を述べており、女性教員の養成と賢母の育成がパラレルに捉えられていたことを端的に示している。

学制の第40章、46章では、小学校教員資格について、男女を問わず20歳以上、「男女ノ差別ナシ其オニヨリ之ヲ用フヘシ」とし、男女区別のない規定になっていた。しかし、女子師範学校の設立を建議した D.モルレーは、児童の教育には、男性よりも女性の方が勝っている点が多いとして、教職と女性性を結びつける見解を示していた。いわば「母としての教員像」は、女性に教職への門戸を広げるとともに、教職においても家父長制原理が支配することと結びついていった。

竹の「履歴書」は現存しており、入学は79年10月、卒業は82年2月4日となっている⁹。79年の在學生は44名であった。喜代衛の入学年を証明する文書は残っていないが、卒業は82年9月7日である（高陽新報、82/9/10）。喜代衛と竹は同時期に在籍していたことになる。二人が在学していた時期の校長は、土佐民権派を代表する

山本幸彦である。82年の卒業生は13名であった。82年当時の高知県の公立小学校訓導は女4・男344名、准訓導は女4・男137名、授業生は女61・男833名である¹⁰。女性教員は全体の5%であり、さらに師範学校卒業証書の資格を持った女性訓導となると極めて珍しい存在であったと考えられる。千葉師範女子部卒業生の回顧談によると、86年当時、師範卒の女性教員を一目見ようと二三里の道を弁当持参で来る人たちが沢山いたという¹¹。

竹は、師範学校卒業後、約1年間のブランクを経て、83年に追手筋小学校の授業生に任命されている。訓導に任命されたのは86年で、土佐郡下知村尋常小学校在任時においてであった。一方、喜代衛は卒業後香美郡立田小学校教員になっているが、新採時の身分待遇については不明である。

女性教員の数は、女子の就学率の伸びと呼応して増加していった。全国的にみれば、1873年の小学校教員に占める比率は1.5%（女子就学率は15.14%）であった。それが、義務教育の就学年限が延長された1908年には、尋常小学校の女性教員の比率は26.6%（高等小学校では10.6%、女子就学率96.9%）になる。しかし、その内訳を見ると、本科正教員16.6%、准教員26.6%、専科教員87.5%、代用教員44.1%（免許状所持率48%）である。女性教員の専科教員や代用教員の占める割合が大きい。女性教員は、低学年や裁縫科を担当し、男性教員の補助的な役割を担わされるという教職のジェンダー秩序が形成されていったことがうかがわれる。

2. 民権派女性教員の処分

(1) 「小学奨励試験拒否闘争」

竹が最初に赴任した追手筋小学校では、教育の自由・自治をめぐる「小学奨励試験拒否闘

争」が繰り広げられていた。明治政府は、80年に集会条例を制定し、教員の政治活動を禁止し、81年には「小学校教員心得」や「学校教員品行検定規則」を制定する。教員を民衆側に立つ知的指導者ではなく、「国家隆替」に係わる国家のエージェントに位置づけるためである。「過激ノ演説」など「政談」に関与することは、教員の体面を汚すことの筆頭にあげられる不適格要件であった。さらに、文部省は政治にかかわるものでなくても、教員が公衆を集めて演説したり、雑誌を編集することは、官吏に準じて許されないとし、学校施設を集会の会場として使用することも一切禁止する。国家にもの申す行為こそ「不品行」なのだという規範を民権派教員の弾圧を通して、民衆や教員に徹底させていくのである¹²。

「小学奨励試験拒否闘争」事件は、そうした政策に対抗する民権派と国家の教育権をめぐるヘゲモニー争いのなかで83年に起きたものである¹³。事件の4ヶ月前には、伊集院兼善が内務省から民権派弾圧の内命を受けて着任していた。就任直後の83年1月に、「自由主義ヲ懐抱スルモノハ悉ク淘汰ス」という民権派弾圧をなし、高知中学校、高知師範学校、及び高知女子師範学校校長を兼任していた山本幸彦他教員8名を処分している。事件は、そうした政治情勢のなかで起きた。

奨励試験は、80年9月以降、学務委員や教員からなる「学事会」の審議を経て自主的に実施されていた。ところが83年に、自由党員の郡長から帝政党員の郡長に代わるや、「学事会」の存在を無視して、試験を施行しようとした。それに反対した教員たちは、郡長には「試験監督ノ権」はあるが「施行スルノ理ナシ」と主張し、試験をボイコットした。5月には、「江ノ口村戸長兼学務委員谷重中・学務委員斉藤利西、突然、免職」（土、6/1）「南街小学校教員全員免職となり閉校」（土、6/2）、6月には「江ノ口・比

島・万々・潮江の教員辞職」(弥、6/20)等の処分を含む教員の異動が生じた。この間城下と近郊のほとんどの小学校が閉校になっている。この闘争は、8月に入って伊集院の後任田辺良顕県令が郡長を罷免したことで落ち着き、11日に関係町村の戸長が会合を持ち、閉校中の学校の開校を議決した。

この事件は、教育の自由・自治をめぐる闘争であり、土佐民権派をして「明確に公教育の自主的組織化を内容とする自由教育を主張」せしめる契機をなしたとされている¹⁴。闘争の渦中であつた6月に、長岡郡大埔村の村会議員の有志たちは、「公立ニテハ充分自由教育カ出来ヌ」として、公立大埔小学校の「私学化」を求める伺い書を郡役所に提出していた(土、6/9)。奨励試験にかかわる紛議によって、学校が閉校する等の「干渉教育」の弊害を見るに及んで、「自治独立」を全うするために、従来の公立小学を廃して、義金に拠つて「私立小学」を開校しようとしたのである。『土陽新聞』は、この動きを受けて「高知各町村ニ私立学校ノ起ランコトヲ希望ス」(6/21)、「自由教育ノ美德」(7/7、7/8)という論説を掲載する。そして、「一国ノ独立ヲ保チ社会ノ福祉ヲ全フスルハ自由政体ノ下ニアツテ自治ノ制度ヲ建ツルニ在リ而シテ自治ノ制度ヲ立ツルニハ一国民カ自由ノ氣象ト自治ノ精神ニ富ムニアラスンハ能ハサルナリ蓋シ此精神トヲ富マシムルノ法ハ唯タ其レ國ニ自由教育ヲ起スニ在ル」と説いた。民権派は、「自由ノ氣象」「自治ノ精神」の涵養が、自由政体、自治制度実現のためには不可欠だと捉え、その涵養を保障する自由教育を「私立小学校」設立によって実現させようとしていたのである。この場合の「私立小学校」とは、個人経営の学校ではなく、町村住民が設置主体となる学校形態であり、町村住民による教育の共同化ということができる。

だが、この動きは、84年の自治制の改正によ

り芽を摘まれていく。戸長が公選から官選制に改められ、「区町村会法」も全面改正され、規則制定権が取り上げられる。町村は、国家の末端行政機構に位置づけられ、町村住民と教員による教育自治の途は閉ざされていったのである。

高知県は、一連の状況を文部省に次のように報告している。82年の学事報告では、「管下人民ノ較知見ヲ備フルモノハ概テ政党上ニ影響シタル一種異様ノ風概ヲ生シ自然官爵ヲ以テ榮譽トナサ、ルニヨリ准官等ヲ附セラル、教員ノ如キモ或ハ其脳漿ニ好感覺ヲ与ヘシニモアラサルヘシ(『文部省第10年報』702頁)。教員を「官吏待遇」として処遇しても、増給が伴っていない上、官爵を榮譽としない気風があると指摘しているのである。それが84年になると、「十六年ニ於ケルカ如ク町村会ニ於テ人民ノ困窮ヲ口実トシテ廃校論ヲ主張シ或ハ政論ニ狂酔シテ政府ノ施設ヲ嫌厭スルカ如キハ全ク其痕跡タニ留メサルニ至レリ」(『第12年報』415頁)。84年には、前年の教育をめぐる自由・自治闘争の「痕跡」すらないという認識を示しているのである。しかし、民権思想が一掃されたわけではない。それは、喜代衛をはじめ多くの教員たちが三大事件建白運動に参加していることからもうかがえる。

(2) 「小学奨励試験拒否闘争」事件と竹

「小学奨励試験拒否闘争」事件は、これまでも民権思想と教育運動が結びついた事例として取り上げられてきた。だが、山崎竹という女性民権派もその渦中にいたという事実については触れられてこなかった¹⁵。これは、民権派教員処分において女性教員が含まれていることを確認できる希少な事例である¹⁶。

竹の最初の赴任校であつた追手筋小学校は、闘争の中心的役割を果たしていた学校であり、『土陽新聞』(5/29)には、「奨励試験紛議のため追手筋小学校教員残らず免職」という記事が

ある。竹の履歴書には、5月26日に「職務差
免」との記載があり、免職された1人であった
ことを物語っている。事件決着後の21日に、追
手筋小学校は開校し、竹は、8月16日付けで同
校の「授業生拝命」となっている。

闘争後の翌年の自治制改正により、町村住民
と教員による教育自治が閉ざされたばかりでな
く、この改正で、女性が選挙権を持つ余地はな
くなり、第9、10条により、町村会議員の選挙
権と被選挙権は男性のみと規定される。さらに、
88年4月に制定された「市制・町村制」で、女
性の公民権不授与が確定された。市制第7条、
町村制第7条により、女性には市町村会の選挙
権は与えられなかったのである^{*17}。「市制・町
村制理由」には、「外国人及公権ヲ有セサル者
ニハ公民権ヲ与フ可カラサルコト疑ヲ容レス本
制ニ於テハ婦人及独立セサル者モ亦皆公民外ニ
置クラ通例トス」と述べられていた。また、教
員の被選挙権も、市制第15条、町村制第15条に
より認められないこととされた。こうして明治
政府は、町村を官地化して、町村、教員による
教育自治の可能性の芽を摘むとともに、女性の
公民権不授与を制度化していったのである。

竹はこれに対する批判を「自治制施行ニ感アリ」
(土、89/5/31、6/1)で展開している。町村
自治をめぐる闘争経験は、竹の政治思想に大き
な影響を与えたと考えられる^{*18}。

竹の論考「自治制施行ニ感アリ」には、自治
制への思いが込められているのである。竹は、
「抑モ人ノ人タル所以ハ其ノ自主ヲ達スルニア
リ政治社会ハ此等自主ノ人ヲ以テ組織シテ始メ
テ完全ナリ」と述べ、たとえ「学問知識」を身
につけ、教職に就いて税金を納め「市町村ノ義
務」を果たし公的領域に参与していても、〈女
性〉にゆえに「公民」から除外され、「自治制
ノ最下級ナル市町村制ニ於テセラ公民権無キ者
トセラレタリ市町村住民ノ外ニ逐斥セラレタリ
全ク無権利ナル者ト確定セラレタ」ことに対し

て、「憤慨悲憤」に堪えないと異を唱えたので
ある。そして、女性も男性と同等に社会を担っ
ていくべきだと主張し、その主張を実践に移す
べく、幹事になっていた高知県婦人会から、
「一夫一婦制」「女子公民権授与」にかかわる
建白書を提出しようと尽力していた。しかし、
それは同会の総会で否決された。(土、
89/7/26)

〈教員〉、そして〈女性〉というカテゴリー
による政治活動の禁止、制限、公民権不授与と
いう排除の線引き過程が、女性民権派教員であ
った竹の生き様を通してみえてくる。言い換え
れば、竹の免職処分は、近代国民国家のエー
ジェント形成とジェンダー秩序形成がクロスする
事例と捉えることができるのである。

(3)三大事件建白運動と喜代衛

民権派女性教員の処分事例をもうひとつ取り
上げておきたい。公民権不授与に加え、政治活
動からの女性排除が確定されようとするなかで
起きた事件である。処分を受けたのは、大谷喜
代衛である。喜代衛は、82年に師範学校を卒業
し、香美郡立田小学校の教員になっている。
『土陽新聞』(83/12/19)に投稿した「読経国
美談」は、矢野文雄の『経国美談』を読んで感
化された喜代衛が、男性たちに「自由政治」へ
の思いを同じくするかと質した文章で、彼女の
高い政治意識が現れている。

88年1月18日、喜代衛は三大事件建白運動に
かかわった廉で布師田小学校在任時に処分を受
ける。この処分事件は、『土陽新聞』で1月20
日から22日まで連日報道され、その関心の高さ
を示している^{*19}。処分者は8人で、土佐郡第二
高等小学校教員であった夫の浩も含まれていた。
喜代衛が勤めていた布師田小学校からは3人、
一宮尋常小学校は4人の免職者が出たことによ
り閉校になっている。これは「小学奨励試験拒
否闘争」以来の大きな教員処分事件であった。

『土陽新聞』は、保護者生徒たちがこの処分
に驚きショックを受けている様子を伝え、処分
を受けた教員たちを慰問し、慰労会を開いてい
ると報じている。21日の新聞には、喜代衛とそ
の同僚の友村勇、浩の辞令書が掲載されている²⁰。

喜代衛は、高知女子師範学校卒業証書の効力
停止処分、浩は、小学中等科教員免許状と高等
科教員免許状の効力停止処分であった。しかし、
授業生心得であった2人を除く全員が同年10月
24日に処分解除となっている。

なお、喜代衛以外にも処分された女性教員が
いた。22日付の新聞の欄外に次のような記載が
ある。「先日迄同校に奉職せしも此程辞表を出
して久禮野小学校に転校の筈なりし女教員某氏
の如きは其辞表を却下の上右諸氏と共に免職せ
られたる」。この女教員は、隅田瑛（瑛）恵で
あった。辞表を却下して免職処分にしたところ
に処分者側の強固な意思が読みとれる。

高知県知事田辺良顕が発した辞令書には、処
分事由について「詮議ノ次第有之」とあるだけ
で、処分法規は明記されていない。この点につ
いては、北村浩の日記『光風晴月館雑誌』に、
「嘗て教員となる懲戒例に照されて其職を失
ふ」という記述があり、「官吏懲戒例」が直接
の処分法規であったと考えられる²¹。

卒業証書あるいは免許状の没収ではなく、効
力停止処分という処分形態、及び復職までの期
間が約9ヶ月であることから、見せしめの要素
の強い処分だったと考えられる。それはまた、
民権派と反民権派の拮抗した政治情勢が背景に
あったことを物語っているともいえる。

しかし、喜代衛たちの処分一解除の翌年から、
より一層教員の政治活動の取り締まりが厳しく
なっている。文部省は、89年10月には、82年、
83年に出した教員の政治活動の規制に関する内
訓を再度出し、89年12月には、省令を出し「小
学校及其他普通学校ノ教員ニシテ、集会条例ニ
依リ罰金ノ処分ヲ受ケタル者又ハ政党ニ関係ス

ル者ハ、其情状ニ依リ府県知事ヨリ文部大臣ニ
稟申シ該府県内ニ於教員タルコトヲ差止ムヘ
シ」とした²²。

そして、90年7月には「集会及政社法」が制
定された。その第4条、第25条は、「官立公立
私立学校ノ教員」と並んで、集会条例には規定
がなかった女性の政治活動を禁止する文言が加
わるのである²³。

3. 国民養成のエージェントとしての 〈教員〉と〈女性〉

(1) 品行規範

社会との関わりに目ざめ始めた女性たちは、
活動の組織化を図っていく。84年には、高知で
教育女子懇親会への呼びかけがあった。伊藤博
文の妻たちが始めた東京の婦人慈善会の活動に
刺激を受けてのことであった。同懇親会に対す
る反応は鈍く、「希望も賛成人」もない状態であ
ったが、『弥生新聞』にその開会趣旨が公表
されている（84/12/20、12/21）。そこには、「万
事溫柔実着」に努めよと反民権派の立場を示し
ながら、「賑恤」と「手芸の発達」に女性の淑
徳を発揮し、「開明の一端を裨補」しようと述
べている。また、これが賢母たる道に繋がると
も説いていた。なお、「溫柔実着」は、政治に
関与しない「あるべき教員像」を表す言葉でも
あったことに注意したい。

その後、87年にこの趣旨に沿った「婦人尚風
会」が設立されている。例会の他毎月2回小集
会を開いて音楽手芸その他有益な学術研究をそ
の活動内容とした。（高日、87/9/10、10/4）同
会は、高知師範学校女子部²⁴に設けられたもの
で、喜代衛も同校の卒業生であったことから会
の発起人になっていた。このことから窺える
ように、同会は反民権派の一枚岩の組織であ
ったわけではなく、「女子中にて議論二派に分か
れ甲は植木枝盛氏を会頭に依頼せんと云ひ乙は

そうしては師範学校長に対して相済ぬと云ひ未だ一決せざりし」と『土陽新聞』(87/9/9)は会頭をめぐって意見対立があったことを伝えている。植木枝盛は85年に帰高して、『土陽新聞』の補助員となり、家父長制家族制度の廃止論、女性参政権論を社説で展開し、女性たちの活動を後押ししていた。喜代衛も竹も植木に師事し、87年の植木の日記には、「大谷きよえ、山崎竹両女来る」と記され²⁵、また、2人は彼の書『東洋之婦女』が89年に出版された時に序文を寄せている²⁶。

同年87年には、民権派の女性組織である「婦人交際会」(後女子興風会)も発足していた。1ヶ月に2回会合を開き、時事問題や女性問題の学習の他、女性たちによる演説も行われた。また、仏教系の「女風改良会」も設立されている。

これらの婦人会は、対立を含みながら89年5月に合併し、高知県婦人会となる。開会式で喜代衛も祝詞演説を行い、竹は幹事になっている(土、88/5/7、5/12)。政治参加、賑恤つまり福祉活動、子育てと位相は異なるが、自らの行為を社会的に意味づけようとする、あるいは報国心を満たす場を求めようとする意識が合併を促したのだろう。

しかし、その亀裂はすぐに露呈する。「一夫一婦制」「女子公民権授与」に関わる建白書の提出が論議されていたが、同総会で否決される。竹が提出に尽力していたのは既述した通りである。一方、喜代衛処分事件の直前に、高知尋常中学校女子部の生徒は、民権派の女子興風会等の集会や演説の聴聞が禁止された(土、88/1/11)。この措置は、女性たちが集会を開き、また結社を組織することに対する危機感の現れと捉えることができる。

また、マスコミは、女学生を標的にし、女学生批判の論陣を張っていた。例えば、読売新聞は「女学生の品行」(1890/2/18)と題する論説を掲載し、「女学生の品行に関し頃日ますます

忌はしき風説の流伝するは実に嘆息の限りなり」と書き立てた²⁷。

ところで、「品行」は、文明社会における〈あるべき振る舞い〉を表す言葉として明治に入ってから、徐々に使われるようになった言葉であった²⁸。それが、80年代前半には、「学校教員品行検定規則」に象徴されるように、教員管理規範の要として機能した。「不品行」な教員は処分すべきだという論議は、政府のみならず民権派からもなされていた。そこで、明治政府は、そうした主張を組み込みながら、「品行」を処分規範に生成していった。だが、政府のいう「不品行」には、民権派が取り上げた破廉恥行為のみならず政府にももの申す行為も含まれていたのである。

そうした〈品行-不品行〉規範が、女学生にも適用されていく。それは、80年代後半に、〈品行-不品行〉が時代的な潮流を現す一つの言葉になっていたことにも関係している。すなわち、民法制定論議、不平等条約の改正問題、女権思想の広がりなどを受けて、一夫一婦制の実現が課題とされ、そこで、「品行」が論じられていたのである。論考として、福沢諭吉の「品行論」『時事新聞』(1885/11/20-12/1)をはじめとして、清水豊子の「日本男子の品行を論ず」『東雲新聞』(89/5/8-10)等を挙げることができる。そうした潮流にあって、女学生パッシングにも「品行」という言葉が使われた。

ここでは、1890年に出版された山田美妙の『嫁入り支度に教師三昧』という小説を取り上げてみたい。この小説は、娘の容姿を心配し、結婚相手を見つけるためには、教員にして持参金を稼がせるしかないと考えた親心、あるいは女性が仕事を持つことを異端視する当時の世相を描いたものとしてこれまで扱われてきた²⁹。しかし、この小説は、〈教員〉〈女性〉〈不品行〉をキーワードにして読み解くことができる。

「嫁入り支度がしたいばかり、間食がしたい

ばかり、道楽がしたいばかりの教師三昧」をなし、「男あさり」をして身を落としていく「不品行」な女学校の女教員が主人公である。母親との会話の中で、同僚が「不品行」を理由に免職されたことを話題にしている場面がある。

あの学校にはよくあんな事が有って、先は何とかいう裁縫の女教師もあの校長さんと変だとか何とかで何だか免職になったとか言うのよ。本当、うわさじゃ無くて。あたしゃいやんなっちゃったわ。そんな不品行な学校、あたしゃ辞職しようかと思うわ。

母親は「不品行」という言葉を持ち出されて辞職を受けられるしかない。そして、次に移った学校は、主人公が原因の一端を作って、「不品行」な学校として新聞沙汰になり閉校になってしまう。

語り手は、「それが大切な子にうつるかと思えば、さても欲しいものを人間の防腐剤！」「学校教員の人物は箕でふるっても撰みに撰みたいです」と言う。

女学校の女教員にかかわる性的「不品行」をあげつらって、人々の関心を煽りながら、あるべき振る舞いを求めている。この統治技法は80年代初頭にとられた教員管理と全く同じ技法だといえる。それは、「狂淫」を排除しなければならないという世論形成を図りながら、人々の師表となるべき振る舞いを求め、教職を聖職に位置づけていったのである。ここでは、「品行」を政治活動非関与一貞操観念の両面鏡的な規範として機能させ、あるべき振る舞いを求めている。その振る舞いとは、周知の通り良妻賢母としてのそれであり、「良妻賢母という名の新しい使命をもった女子の天職は、児童の教育という場に延長されればそのまま女子の適職となり、同時に聖職になるという構造」が作られていくのである³⁰。

(2)良妻賢母規範

90年12月に、「集会及政社法」の第4条、第25条に係わる改正案が衆議院に提出された。そこで、〈教員〉〈女性〉が政談集会に会同すること、政社に加入することの是非が審議され、否決されている。内務省警保局長の清浦奎吾は、特に政社加入について次のように述べている。

小学校の教員の如きは、将来国の柱ともなるべき国民を養成する重務を帯びて居る所のものである。・中略・婦女は専ら内を務めなければならぬものである。其の女子にして政社に加入すると云ふやうなことになるにしましては、女子の本分に背くことになり、家政上にも甚た不都合を来すと思ひます。且つ家庭教育上に就いても、弊害を来たします。・諸学校の教師生徒、或いは婦女の政社に加入することに至っては、道理上から論じましても、甚だ其の宜しきを得ないものである。又利害の上から論じて見ましても此の国家の将来に甚だ憂ふ可き所の、結果を現すであらうと思ひます。³¹

清浦は、「国家の治安」「社会の秩序」そして「既往の経験」を踏まえて、〈教員〉〈女性〉による政治活動禁止の意見を述べていたのであった。既往の経験とは民権運動に他ならないだろう。〈教員〉〈女性〉はいずれも国民養成を担っているために、政治活動から排除されなければならないという認識が示されている。

一方、教員の排除を是としながら、女性たちが政治世界から排除されることの不当性を立論しようとする論調があった。例えば、女権伸張の論客であった清水豊子は、『女学雑誌』で政談政社の加入を一切の女子に認めない条文に抗議しつつ、教員については、「其理なきにあらざらず、何んとなれば、彼等は政府には国家の保護を蒙る所の学校に就職もしくは就学するがゆへに、表面上其の政府に反対し又は国家の治安を妨ぐる如きことありては、凡俗の道理に訴

へ相済まざるの感あるがゆへ也、之も道理あるとすべし」(「女子の政談傍聴」第255号)「学生教員は政談集會に参聴するを得ずといふことあらんには、法律施政上の一制限として左して之を不善なりとは致すまじき」(「何故に女子は政談集會に参聴することを許されざる乎」第228号)と論じていた³²。〈女性〉〈教員〉というカテゴリー化が、排除の線引きを強化している側面が見いだされよう。そして、排除の線引きが、清浦が述べるような「女子の本分」を引き受けるような主体を生み出す契機のひとつになったと考えられる。その点を竹の論考で検証してみたい。

まず、竹は女性のおかれている現状、特に教育を受けた女性たちについて次のように捉えていた。「法律ニ於テハ婦女ハ市町村ノ公民タルヲ得ス婦女ハ参政ノ権利ナク婦女ハ大学校ニ入ルヲ許サレス婦女ハ新聞雑誌ノ編集印刷人タル能ハス婦女ハ官衙ニ奉仕スルヲ得ス他ハ婦女ニ許ス可ラス彼ハ女子ニ任ス可ラスト婦女ノ権利自由ヲ限制抑圧セサルハ無キナリ・・中略・・近時女子教育ノ途漸ク開ケ致々攻学ニ従事スルノ婦女多シト雖モ前途其学識ヲ使用スルノ望ミ無キ」(「自治制施行ニ感アリ」)。女性の権利自由が制限抑圧され、袋小路に陥っている状況を指摘しているのであった。

しかし、そんな状況のなかで、女性の責任を全うする途を、別の論考「現今女性の急務」(土、88/1/22)で論じている。「旧來の陋習を一洗し智識を開発し各自独立の職業を修め或は有為の男子を援けて十分な其力を伸ばすことを得せしめ或は又国事を自認するの氣象を養成するに在るべし」として、大別して二つの途を挙げる。一つは、新たな知識を身につけて職業を持ち、国事を自認する女性の生き方である。それは、まさに竹自身のものでもあった。男性たちが三大事件建白運動にかかわって奔走しているのに対して、女性たちが化粧等にうつつをぬ

かして、目下の問題を知らずにいる状況を批判し、社会国家に目を向けるよう促すのであった。牧原憲夫は、民権運動について、客分としての民衆が国民になっていくための〈回路〉を開いた側面を指摘している。竹の論調の中にも、そうした要素を見いだすことができる。竹は女性たちに国家的な諸問題を自らの課題として主体的に受けとめよと訴えかけ、「女性の国民化」に繋がる議論を展開していたのである³³。

あと一つは、内助の功を通して自己実現を図る女性の生き方である。竹は、必ずしも女性＝家庭内役割という図式を強固に持っていたわけではない。しかし、活動領域が制限されていく状況にあって、女性が間接的にではあれ「公民」として生き、また報国心を満たすことができる生き方として、良妻賢母を称揚するのであった。それは、次のような言説となって表明されている。「婦女ニシテ政治思想ナク愛国慨世ノ義意無キ時ハ其兒子ヲ教育スルニ当ツテ兒子ニ穎敏ノ氣ヲ煥發セシムル能ハサルナリ報国敵氣ノ心ヲ養生スル能ハサルナリ」(「自治制施行ニ感アリ」)と述べ、子どもの愛国心を育てる賢母像を描いている。また、そこには後に日露戦争に協力していくことになる姿も垣間見える。

以上の竹の論考から、女性の権利、自由が制限・抑圧されるなかで、良妻賢母、さらに国民国家の論理を強化する〈主体＝エージェント〉が呼び起される過程を見出すことができるのである。

おわりに

80年代は、国家の権力機構が整備されていく過程と捉えることができる。そこで、〈教員〉はその機構を支えるエージェントに位置づけられ、一連の管理法制が制定される。その一方で、国家統治の秩序維持のために、〈公〉と〈私〉、

〈男性〉と〈女性〉という両者を二項的に区分化し、序列化を図るジェンダー秩序の確定作業が進められていく。その確定作業のなかで、〈女性〉〈教員〉というカテゴリー化による政治世界からの排除・制限の線引きがなされていたのである。本稿で取り上げた民権派女性教員の処分は、〈教員〉という身分において、そして〈女性〉という性によって政治世界から排除される排除の重層構造が含まれていた。いずれも国民を養成することが本分とされ、政治世界から排除されていくのであった。

「小学奨励試験拒否闘争」事件は、そうした制度化途上において起きた事件であった。明治政府は、町村を官治化して、地域住民や教員による教育自治の可能性の芽を摘むとともに、もうひとつの切断線を明確にしていく。すなわち女性の公民権不授与を制度化していくのである。竹の処分事例は、そういった意味で、近代国民国家のエージェント形成とジェンダー秩序形成過程の結節点として捉えることができる。

しかし、国家は、〈教員〉〈女性〉を排除・制限される客体に止めてはおかず、国民養成の主体へと自らを駆り立たせる国民統合規範を生成していった。品行規範と良妻賢母規範である。そして、そうした規範は、様々な社会的意識を動員して生成されていった。本稿で取り上げた新聞記事や、『嫁入り支度に教師三昧』は、女学生や女性教員に対する偏見に満ちている。教育を受け、仕事を持つ女性に対して人々が持つ抵抗感や違和感が、「品行」や「良妻賢母」といった振る舞い規範を受容し、支持する基盤をつくり出し、それらの排除、選別、包摂機能を強化させたのである。

一方、公民権不授与に対して的確な批判を展開しつつ、国家と繋がる女性の生き方を模索する竹の姿があった。そうした輻輳した対抗関係の中で、近代国民国家のエージェント形成とジェンダー秩序形成が図られたのである。

引用文献

- *1 高群逸枝『女性の歴史』理論社、1966年、679頁。
- *2 日本女子大学女子教育研究所編「座談会・明治の婦人」『明治の女子教育』国土社1967年、169頁。
- *3 上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店、1990年参照。
- *4 外崎光広『高知県婦人解放運動史』ドメス出版、1975年参照。他に高知県における女性の動きについては、同『明治前期婦人解放論史』高知市立図書館、1963年、同『植木枝盛と女たち』ドメス出版、1976年、大木基子「高知県近現代女性史研究の発展のために」高知短期大学『社会科学論集』第79号、2001年を参照。
- *5 外崎光広前掲書『植木枝盛と女たち』103-108頁。『高知県人名事典・新版』高知新聞社、1999年、133-134頁、866-867頁参照。
- *6 『文部省第9年報』1881年、25頁。
- *7 『文部省第6年報』1878年、198頁。
- *8 各人の入学日も記載されているが、同月日ではない。女子師範学校規則の第15条には、「生徒人員並生徒募集期ハ、時々広告スモノトス」とあり、例えば81年8月18日付の『土陽新聞』には、「臨時ニ生徒ヲ募集」との広告が掲載されている。
- *9 高知市立自由民権記念館編『特別展 明治の女性展 図録』1996年、50頁。同図録には、竹の「卒業証書授与式祝文」の写真も掲載されている、16頁。
- *10 『文部省第10年報』1882年、704、711頁。
- *11 深谷昌志「寺子屋の師匠から学校の教師へ」中内敏夫他編『日本の教師四 女教師の生き方』明治図書、1974年、41頁。
- *12 拙稿「処分規範と教員処分の創出」岡村達

- 雄編『日本近代公教育の支配装置－教員処分体制の形成と展開をめぐって』社会評論社、2002年。
- *13 土佐自由民権研究会編『土佐自由民権運動目録』高知市文化振興事業団、1994年、101、111頁参照、外崎光広編『土佐自由民権資料集』高知市文化振興事業団、1987年、218-222頁、同「土佐郡民権派の小学奨励試験拒否闘争」『近代日本の国家と思想』三省堂、1979年、前掲書『高知県史 近代史料編』1202-1206頁、千葉昌弘『土佐の自由民権運動と教育』土佐出版、1987年、同『近代日本地域民衆教育成立過程の研究』梓出版、1996年、黒崎勲『公教育費の研究』青木書店、1980年、同「高知県における自由民権運動と教育」国民教育研究所・「自由民権運動と教育」研究会編『自由民権運動と教育』草土文化、1984年等参照。
- *14 黒崎勲前掲論文「高知県における自由民権運動と教育」99頁。
- *15 外崎光広前掲書『植木枝盛と女たち』103-108頁、同「人間に目ざめた女性たち－山崎竹と土佐の女流民権家」見田宗介編『明治の群像五 自由と民権』三一書房、1986年参照。
- *16 新潟県の柏崎尋常高等小学校の教員だった西巻開耶が、82年に政談演説会の祝辞がもとで、罰金刑になっている事例がある。『新潟県教育百年史 明治編』1970年、285頁。
- *17 市制第7条の規定は以下の通りである。凡帝国臣民ニシテ公権ヲ有スル独立ノ男子二年以来（一）市ノ住民トナリ（二）其市ノ負担ヲ分任シ及（三）其市内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税年額二円以上ヲ納ムル者ハ其市公民トス
- *18 竹の思想形成には、夫信福、岸田俊子をはじめとする同性の活躍等の影響も考えられるが、植木枝盛の存在が大きかったことはいうまでもない。「自治制施行ニ感アリ」も枝盛の社説「市町村制」（土、88/7/14）の影響が認められる。
- *19 『東雲新聞』88年1月24日付けでも大きく取り上げられている。
- *20 喜代衛の辞令書を挙げておきたい。
香美郡立田村土族北村浩妻
大谷喜代衛
詮議ノ次第有之明治十五年九月付下付ノ高知女子師学校卒業証書自今其効力ヲ停止ス
明治二十一年一月十八日
高知県知事田邊良顕（印）
「北村浩妻 大谷喜代衛」と辞令書にあるように、この時期の公文書には別姓で名前が記されていることを付記しておきたい。1876年3月の太政官指令により、妻は夫の「家」を相続しないかぎり「所生ノ氏」を称すべきであるという原則が確定し、98年の民法施行まで続いた。しかし、それは、「妻の血統＝出身した『家』、由緒をあらわすためであって決して妻の個人としての独立を示すものではなかった」。山中永之佑「明治民法施行前における妻の氏」江草忠充編『婚姻法の研究』有斐閣、1976年参照。
- *21 北村浩の日記『光風晴月館雑誌』は、公文豪氏より資料提供頂いた。記してお礼申上げたい。
- *22 黒川努「教員処分体制の確立期の概観」岡村達雄編前掲書『日本近代公教育の支配装置－教員処分体制の形成と展開をめぐって』268-269頁参照。
- *23 「集会及政社法」の第4条、第25条の条文は以下の通りである。
第4条 現役及召集中ニ係ル予備後備ノ

陸海軍軍人警察官官立公立私立
学校ノ教員学生生徒未成年者及
女子ハ政談集会ニ会同スルコト
ヲ得ス法律ヲ以テ組織シタル議
会ノ議員選挙準備ノ為ニ開ク所
ノ集会ハ投票ノ日ヨリ前三十日
間ハ選挙権ヲ行フヘキ者及被選
挙権ヲ有スル者ニ限り本条ノ制
限ニ依ルヲ要セス

第25条 現役及召集中ニ係ル予備後備ノ
陸海軍軍人警察官官立公立私立
学校ノ教員学生生徒未成年者及
女子及公権ヲ有セサル男子ハ政
社ニ加入スルコトヲ得ス

- *24 1886年の「師範学校令」により、女子師範学校は師範学校女子部となった。
- *25 『植木枝盛集』第8巻、岩波書店、1990年、35頁。
- *26 外崎前掲書『植木枝盛と女たち』192頁、198-199頁。
- *27 当時のマスコミによる女学生批判に関しては、村上信彦『明治女性史 中巻前篇女権

と家』理論社、1972年、193-204頁参照。

- *28 「品行」の語源については、拙稿「教員管理規範としての『品行概念』—公教育形成期におけるその生成をめぐって」『教育行財政研究』第30号、関西教育行政学会、2003年、拙稿「品行する教員」中島勝住『学校の境界』阿吽社、2003年で論及している。
- *29 例えば、唐沢富太郎『日本の女子学生』講談社、1958年、59頁。
- *30 千住克己「明治期女子教育の諸問題—官公立を中心として」前掲書『明治の女子教育』29頁。
- *31 『第日本帝国議会誌』第1巻、1058頁。
- *32 鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻』不二出版、1996年、125頁、129頁。
- *33 牧原憲夫『客分と国民のあいだ』吉川弘文堂、1998年、132頁。同『明治七年の大論争』日本経済評論社、1990年参照。「女性の国民化」については、上野千鶴子『ナシヨナリズムとジェンダー』青土社、1998年参照。